

令和5年度 高崎市 行政措置予防接種の種類と対象者

別表1

No.	対象疾病（ワクチン）	接種対象者	
1	季節性インフルエンザ	B類の対象者を除く全年齢	
2	経皮接種用乾燥BCG	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
3	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ	予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者	
4	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
		日本小児科学会推奨の学童期以降の百日せき予防目的としては、5歳以上で初回免疫（DPT-IPV4回目接種）終了後6か月を過ぎている者	
5	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
6	不活化ポリオ	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
7	乾燥細胞培養日本脳炎	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
8	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者	
	乾燥弱毒生麻しん（M）		
	乾燥弱毒生風しん（R）		
9	肺炎球菌（13価/小児用）	予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者	
	肺炎球菌（13価/高齢者用）	肺炎球菌による疾病に罹患するリスクが高いと考えられる者	
10	肺炎球菌（23価）	B類の対象者を除く、2歳以上の者	
11	HPV	2価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満10歳以上の女子で医師が必要と認める者
		4価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者
		9価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者
12	水痘	予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者	
13	带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	50歳以上の者	
	带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）		
14	Hib感染症	予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者	
15	B型肝炎	予防接種法で定める対象年齢外であって、以下の（1）～（3）に該当する者	
		（1）HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児	
		（2）ハイリスク者（医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など）、一般の任意接種者	
		（3）汚染事故時（事故後のB型肝炎発症予防）	
16	おたふくかぜ	1歳以上（生後24～60月の間に接種することが望ましい）	
17	A型肝炎	1歳以上の小児が推奨される	
18	狂犬病	全年齢	
19	破傷風	全年齢	
20	髄膜炎菌	2歳以上56歳未満（2歳未満の小児、56歳以上の者への有効性、安全性は確立していない。）	

注）予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた添付文書の用法用量による。